

医療費共済「コロナウイルス見舞金」終了のお知らせ

給付対象は「2022年11月30日までに陽性判明した者」に 申請は3月末まで受付

医療費共済の「コロナウイルス見舞金」制度については、三建国保の傷病手当金の対象は入院のみのため、新型コロナウイルス感染症で、入院措置が必要な状態にもかかわらず、病床逼迫等の理由により、医師等の指示で宿泊療養や自宅療養を余儀なくされた三建国保の組合員を救済するために、昨年9月1日に創設した、組合独自の制度です。

「1回に限り50,000円を給付」するこの制度は、陽性者の拡大に加え、軽症の自宅療養者が大半を占めるという状況の変化もあり、当初の想定を大きく上回るペースで給付申請が増加。特に7波以降は申請のペースが急増し、今年9月30日時点で累計1,812件・9,000万円を上回る申請・給付となり、10月中にも1億円を超える見込みです。新型コロナウイルス感染症の収束も見込めない状況の中、医療費共済の財政運営に大きな支障をきたす恐れが出てきました。

医療費共済は、三建国保の組合員の入院・通院に対して、付加給付を行うことを目的とした制度です。「コロナウイルス見舞金」という短期間の特別な救済措置により、本来の目的である付加給付に支障が出ることはあってはならず、また将来にわたって医療費共済の安定運営を維持するためには、十分な備えが必要です。

こうした状況から、2022年10月3日開催の三重建労第8回執行委員会において、「コロナウイルス見舞金の給付対象を「2022年11月30日までに陽性判明となった者」とする決定をしました。なお、給付申請は2023年3月31日まで受け付けます。(入院された方は、三建国保の傷病手当金で対応いたします)

三建国保の組合員の皆様におかれましては、前述の情勢を鑑み、今回の決定にご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。